

令和3年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分 市町の別	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市計	27,437	14,018	13,419
町計	3,421	1,720	1,701
県計	30,858	15,738	15,120

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	204,348,493	199,477,336
	機械及び装置	706,236,380	672,043,973
	船舶	20,451,818	9,789,930
	航空機	2,370	2,370
	車輛及び運搬具	5,260,725	5,199,991
	工具、器具及び備品	111,861,775	108,609,702
	小計	1,048,161,561	995,123,302
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	391,542,840	354,230,389
	県知事が価格等を決定し配分したもの	22,333,732	21,262,787
	小計	413,876,572	375,493,176
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計	1,462,038,133	1,370,616,478	
同内上訳	市町分の額		1,370,616,478
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	188,858,073	184,450,717
	機械及び装置	643,662,310	612,378,188
	船舶	18,613,475	9,277,847
	航空機	2,370	2,370
	車輛及び運搬具	4,882,889	4,833,273
	工具、器具及び備品	105,258,442	102,110,383
	小計	961,277,559	913,052,778
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	264,241,861	228,851,096
	県知事が価格等を決定し配分したもの	21,959,599	20,906,596
	小計	286,201,460	249,757,692
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計	1,247,479,019	1,162,810,470	
同内上訳	市町分の額		1,162,810,470
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	15,490,420	15,026,619
	機械及び装置	62,574,070	59,665,785
	船舶	1,838,343	512,083
	航空機		
	車輛及び運搬具	377,836	366,718
	工具、器具及び備品	6,603,333	6,499,319
	小計	86,884,002	82,070,524
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	127,300,979	125,379,293
	県知事が価格等を決定し配分したもの	374,133	356,191
	小計	127,675,112	125,735,484
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計	214,559,114	207,806,008	
同内上訳	市町分の額		207,806,008
	県分の額		